

再審請求審の審理対象——姫路郵便局強盗事件・即時抗告審決定

- 【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成28年3月15日
【事件番号】 平成26年（く）第148号
【事件名】 姫路郵便局強盗（再審請求）事件
【裁判結果】 取消
【参照法令】 刑事訴訟法435条6号
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25542493

事実の概要

本件再審請求人Jに懲役6年を言い渡した確定判決（神戸地姫路支判平16・1・9判例集未登載）の認定事実は、大要、被告人Jは自称Dと「共謀の上」、姫路市内のH郵便局において、平成13年6月19日午後3時頃、同郵便局職員3名に対し、「こもごも……所携の模造拳銃を突き付けて脅迫するとともに」、同職員らの「頭部等を所携の傘で殴りつける暴行を加えて……現金2,275万6,000円を強取した」というものであった。確定審当初からJは強盗の実行行為もDとの本件強盗の共謀もしていないとして無罪を主張し、実行犯であることを認めたDも共犯者はJではなくOだと供述していた。そのため、確定審の争点は一貫してJの実行犯人性とDとの共謀の有無にあった。

しかし、確定判決は、7個の間接事実に加えてJとDとの「仕事上及び身分上の密接な関係等」を考慮すると、JがDの「共犯者として本件強盗事件を敢行したものであることが強く推認される」と認定した。7個の間接事実は、被害金全額や犯行に使われた雨合羽・靴等がJ管理の倉庫内で発見されたこと、事件後に犯人らが乗った車両（シルビア）が同倉庫に止められ、ナンバープレートが取り外されナンバーが焼き切られた状態で同倉庫内に置かれていたこと、同倉庫をJ以外の者がJの了解なしに利用して犯行を行い、証拠物の隠匿等の作業を行うことは容易ではないこと等であった。

2012年（平成24年）3月2日、Jは、H郵便局に強盗犯人が遺留した緑色の目出し帽の付着物

が請求人と異なる人物に由来する旨の鑑定書等を新証拠として再審請求したが、2014年3月28日、神戸地裁姫路支部はこれを棄却した。棄却決定は、間接事実群を、「強奪した現金という本件強盗の犯人にとって最も肝腎で、むざむざと手放すとは到底思えない物が、本件強盗発生から……極めて短時間のうちに請求人が使用・管理する本件倉庫に持ち込まれ、その全額が置かれていた」との「中核的事実関係1」と、「請求人が購入していたシルビアや本件ナンバープレートが本件強盗に使われただけでなく、これらも本件強盗発生から極めて短時間のうちに本件倉庫に持ち込まれ、しかも本件ナンバープレートには、罪証隠滅と見られる工作が施されていた」との「中核的事実関係2」とに「整理」し、「中核的事実関係1及び2を併せ考えると、請求人が、少なくとも本件強盗の犯人の一人であることが極めて強く推認される」とした。この証拠構造分析と旧証拠の再評価に基づいて、棄却決定は、「弁護人が提出した証拠がいわゆる明白性が認められる証拠であるというためには、上記の強力な推認力を妨げるに足りるものでなければならぬのであるから、I中核的事実関係1の認定自体に合理的疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠であるか、II中核的事実関係1を前提としつつ、請求人が本件強盗の犯人の一人であるとの強力な推認に合理的な疑いを抱かせ、その推認を妨げるに足りる蓋然性のある証拠であることを要するというべきである（確定審においては、被告人の実行犯人性が中心的な争点であったといえるが、当審は再審請求審であるから、弁護人の提出した証拠と確定審

で取り調べられた証拠とを総合評価して、請求人の実行犯人性を認めた確定判決の判断に合理的疑いを生じさせるだけでは足りず、請求人の犯人性に合理的な疑いを生じさせる必要がある」とし、この観点から、新証拠の付着物鑑定について、「付着物がいずれも請求人と異なる人物に由来していることをもって、請求人が本件強盗の実行犯人でないことを立証しようとしても、そのことは、請求人が本件強盗の犯人の一人であることの推認を妨げる事情にはなり得ない」として明白性を否定するなどして、再審請求棄却の結論を導いた（以下、原決定という）。

Jは、原決定について、証拠構造分析と旧証拠の再評価の誤り、そして実行共同正犯に対する合理的疑いの提示では足りず、Jの本件強盗の「犯人性」の否定の立証までも要するとした点の誤りを主張して、即時抗告を申し立てた。これを受けて、手続違背を理由に原決定を取り消し原審に差し戻した即時抗告審決定が本件決定である。本件決定に対してはJが特別抗告を申し立て、現在、最高裁に係属中である。

決定の要旨

1 「再審請求審における審理対象」について

本件決定は、「確定判決において認定された実行犯人性ではなく、他の共犯形態による申立人の犯人性が認められることを理由として、再審請求を棄却することが許される場合もある」とし、この点で原決定に「誤りはない」として、下記のように説示した。

(1) 刑訴法435条6号の「原判決において認めた罪より軽い罪」とは「原判決が認めた犯罪よりその法定刑が軽い他の犯罪をいう……と解されるから、新たに提出された証拠と既存の証拠とを総合的に評価した結果、……確定判決が認定した犯罪事実と同一の構成要件に該当する事実や、これよりも法定刑が軽い他の構成要件に該当する事実が認定できることを理由として、再審請求が棄却される場合があることを当然に想定していると考えられる。したがって、再審請求審の審理対象が『確定判決における事実認定』に限定され、これに合理的疑いが生じた場合、直ちに再審開始をするほかないと解するのは相当ではない。〈中略〉所論が指摘する各判例（最高裁昭和50年5

月20日第一小法廷決定・刑集29巻5号177頁〈最高裁・白鳥決定一引用者注〉、最高裁昭和51年10月12日第一小法廷決定・刑集30巻9号1673頁〈最高裁・財田川決定一引用者注〉は、刑訴法435条6号にいう新証拠の明白性の意義を明らかにした上、その判断方法や判断基準について判示したものであるが、これらの手法に従い、新証拠と既存の全証拠を総合的に評価した結果、確定判決が認定した罪となるべき事実の一部に合理的な疑いは生じたものの、公訴事実の同一性が認められる範囲内で、なお同一の構成要件に該当する事実や、これよりも法定刑が軽い他の構成要件に該当する事実は認定できるとの心証を得た場合にどのような判断をすべきかについてまで判示したものは解されない。」

(2) 原決定は、新証拠により確定判決が認定したJの実行犯人性に合理的疑いが生じた場合でも、JとDとの共犯関係に「実行犯人である別の共犯者が加わるのみで」Jの「犯人性について合理的疑いは生じない」という。これは「確定審においては訴因変更又はその他の不意打ち防止の措置を講じることによって、同一の構成要件に該当する事実が認定できる可能性のある場合であり」、刑訴法435条6号の「文理からしても、このような場合に、再審を開始しない余地が一切認められないとするのは相当でない。このように解したとしても、所論が言及する判例（最高裁平成10年10月27日第三小法廷決定・刑集52巻7号363頁〈マルヨ無線事件・最高裁決定一引用者注〉）の趣旨に反するとはいえない。〈中略〉本件は、前記のとおり確定審においては訴因変更又はその他の不意打ち防止の措置を講じることにより、同一の構成要件に該当する事実を認定できる可能性がある場合であり、再審請求審においても、申立人の主張や新たに提出された証拠等を検討した結果に基づき釈明をし、適宜主張等を促すなどし、申立人に対して十分防御の機会を与えて審理を尽くせば、申立人の防御の権利を損なうことにはならないというべきである。」

2 「原裁判所の審判手続」について

本件決定は原決定の手続違背を認め下記のように説示した。

(1) 本件は、「確定審及び原審を通じ、同実行犯人2名のうち1名が申立人といえるか否かが

激しく争われ、この点がほぼ唯一の争点であったこと、原審においては、当事者の主張及び証拠は、確定審と同じ争点に関連して提出され、原決定に至るまでの間に、実行共同正犯以外の共犯を含めた犯人性について、原裁判所が争点として顕在化させる措置を講じたことも、当事者に主張や証拠提出の機会が設けられたこともないことが認められる。〈中略〉適正手続の保障自体は、再審請求の手続に対しても及んでおり、刑訴法 435 条 6 号に定める再審請求の理由の有無を判断するに当たっては、裁判所は、申立人の防御権等に配慮し、当事者の意見を十分に酌んだ上で慎重に行うのが相当である。〈中略〉共犯の形態が実行共同正犯であるか、それ以外の共犯であるかという点や、いかなる者との間で共犯関係が成立するかといった点は、原審の審理に当たっても、申立人の主張の組立てや提出すべき証拠の内容に影響を及ぼすことが十分に考えられる。そうすると、原裁判所が、申立人の実行共同正犯以外の共犯を含めた犯人性について、何ら争点を顕在化するための措置を講じず、当事者に主張、立証の機会を与えなかったことは、刑訴規則 286 条の趣旨等に照らし、申立人に不意打ちを与え、申立人の防御権を侵害する違法なものといわなければならない。」

(2)「申立人の管理権限そのものを基礎に中核的事実関係 1 に強力な推認力を認めるというのは相当ではなく、論理則、経験則に反している。」また、「申立人の実行犯人性を前提としない場合に、申立人の共犯性が認定できるか否かの間接事実の検討について、十分な審理が尽くされているとはいえない。」

判例の解説

一 問題の所在

確定判決が認定した「罪となるべき事実」は被告人 J が本件強盗の実行共同正犯であるというもののだが、原決定は、「再審請求審」にあっては J の「実行犯人性」に合理的疑いを抱かせるだけでは足りず、J の「犯人性」にまで合理的疑いを抱かせなければならないとして、再審請求を棄却した。「犯人性」とは、J が実行共同正犯を含む共犯形態（教唆犯、幫助犯又は共謀共同正犯）のいずれかにおいて犯人だと認められるということだから、「犯人性」に合理的疑いを提示せよとの要求は、

実質的には、いかなる共犯形態においても J は本件強盗に関与していないこと、すなわち無実を立証せよというに等しい。J は、再審の理念と基本構造に照らし、原決定のこのような「理論」は誤りであると主張して、即時抗告を申し立てたのである。

しかし、本件決定は、刑訴法 435 条 6 号の「文理」を根拠に、「公訴事実の同一性の範囲内」において確定判決が認定していない新たな「罪となるべき事実」が認定できる場合には再審請求を棄却することができるとし、そう解しても最高裁・白鳥決定（上記）にも同・財田川決定（上記）にも反しないと、「審理対象」に関する「原決定の判断理論それ自体に誤りはない」とした。本件で問われているのは、このような「審理対象」の「理論」が再審の理念と基本構造に照らして再審理論として正当なのかという問題である。

本件決定は、本件は「確定審及び原審」を通じて J の実行犯人性が「唯一の争点」だったから、原審は「犯人性」について「争点を顕在化するための措置」を取るべきであったのに「措置」を取っていないとして、そこに防御権侵害の違法を認め原決定を取り消した。これは本件決定の「審理対象」の「理論」の帰結であり、問題はこの「審理対象」の「理論」の是非に帰する。

二 再審請求審の「審理対象」の「理論」の問題点

本件決定は、その「審理対象」の「理論」の法的根拠を刑訴法 435 条 6 号の「文理」、すなわち同条が「原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき」場合を再審理由としていることに求めている。すなわち、同条は、再審請求審が公訴事実の同一性の範囲内において確定判決と異なる犯罪事実を新たに認定して再審理由の有無を判断できることを「当然に想定している」というのである。しかし、その理が同条の「軽い罪を認めるべき」ことを理由とする再審請求の場面に妥当するとしたとしても、その故に同条の「無罪」主張の再審請求の場面にも妥当することにはならない。一方は「軽い罪を認めて」再審を開始する場面、他方は無罪主張の再審請求を棄却する場面だからである。ことは、再審の理念と基本構造に照らして刑訴法 435 条 6 号の意味をどう理解するのかに帰するのである。

刑訴法 435 条 6 号は有罪判決の「言い渡しを受けた者の利益」にあたる場面として「無罪」又は「軽い罪」を言い渡すべき場合を再審理由に掲げており、それは憲法 39 条の二重の危険禁止の原則に立脚する利益再審制度の帰結であった。二重の危険禁止の原則は再審請求審の審理にも妥当すべきだから、再審請求審において、確定判決が認定した「罪となるべき事実」について合理的疑いが生じたときに、にもかかわらず公訴事実の同一性の範囲内で別の犯罪事実を認定できることを理由に再審請求を棄却することは、判決確定後に新たに有罪判決を言い渡すに等しく、それは公訴事実の同一性の範囲内で再度起訴され有罪とされることはないとする二重の危険禁止の原則に反する。のみならず、再審請求審は、伝聞法則のみならず口頭・公開・直接主義の保障のない手続段階であり、そこで新たに「罪となるべき事実」を認定して再審請求を棄却するとなると、「罪となるべき事実」に厳格な証明を要求する刑事訴訟法の基本原則に反する。公訴事実の同一性の範囲内で確定判決とは異なる「罪となるべき事実」を認定することがありうるとすれば、再審公判で訴因変更による他ないであろうが、再審公判でそれが許されるか否かは、再審の理念との関係で慎重に検討しなければならない（この点、三井誠「再審手続の構造」鴨良弼編『刑事再審の研究』（日本評論社、1980 年）194 頁以下参照）。こう考えると、無罪主張の再審請求の場面では、新たに「罪となるべき事実」が認定できることを理由に再審請求を棄却すべしとする「理論」が成り立つ道理はあるまい。刑訴法 435 条 6 号の趣旨は「軽い罪」を認めるべき場合を利益再審の一類型として再審請求理由とすることにあり、公訴事実の同一性の範囲内で新たに「罪となるべき事実」を認定できることを理由に再審請求を棄却する論拠にはなりえない。

本件決定は最高裁・白鳥決定や同・財田川決定は、明白性の「判断方法や判断基準について判示したもの」であり、公訴事実の同一性の範囲内で新たに犯罪事実が認定できる場合に「どのような判断をすべきかについて判断したものとは解されない」と説示している。しかし、両決定が、明白性判断の内実をなす合理的疑いの有無の判断の対象を「確定判決における事実認定」であると判示したことの含意を無視してはならない。両決定は再審制度の意義を誤まった確定判決（誤判）から

の救済に求める再審制度観に立っており、その故に「無罪」を言い渡すべき場合かどうかは確定有罪判決の事実認定の当否、すなわち「確定判決における事実認定」に対する合理的疑いの有無の判断に尽きるというのが両決定の趣旨なのである。これは、判決の確定により判決内容が固定すると確定力理論とも整合する。その意味で、本件決定の「審理対象」の「理論」は最高裁・白鳥決定、同・財田川決定の趣旨に反している。マルヨ無線事件・最決平 10・10・27（刑集 52 卷 7 号 363 頁）も、事案が異なる本件決定の「理論」を支持するものではない（この点、川崎・後掲論文 103 頁以下参照）。

本件決定は、その「審理対象」の「理論」の帰結として、J の「実行犯人性」が「確定審及び原審」で「唯一の争点」だった本件では、J の「犯人性」を認定して再審請求を棄却するのは不意打ちであり防御権侵害の違法をきたすとして、原決定の取消理由とした。しかし、それでは、原審において争点化しさえすれば、J の「犯人性」に合理的疑いを提示しない限り再審請求棄却の結論となる。ここでも、問題は、本件決定の「審理対象」の「理論」の当否に帰するのである。

以上、本件決定の「審理対象」の「理論」は再審理論として正当ではない。特別抗告審の最高裁には、この誤った「審理対象」の「理論」を是正することを強く期待したい。

三 間接事実群の推認力評価

原決定は「中核的事実関係 1 及び 2」の推認力は強力であると評価したが、本件決定はこの「推認力」の基礎は、本件倉庫に対する「申立人（J—引用者注）の管理権限そのもの」ではなく、「事実上も、第三者が申立人に無断で本件倉庫に物品を持ち込み、隠匿することや証拠隠滅の作業をすることがない管理状態であったことが前提となる」として疑問を提示した。この点は、論理則、経験則にかなった説示であることを付言しておく。

● 参考文献

川崎拓也「姫路郵便局強盗（再審請求）事件——再審請求審における審判対象は何か」犯罪と刑罰 25 号（2016 年）95 頁以下